

町民税・県民税 所得 税

申告相談を受け付けします

申告が必要な人	申告が不要の人
<ul style="list-style-type: none"> ① 給与や年金以外の所得がある人 ② 令和7年中に退職したり、2カ所以上の事業所から給与の支払いを受けたりして、年末調整の済んでいない人 ③ 非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険)のみの人 ④ 医療費控除など各種控除を受ける人 ⑤ 令和7年中収入がなく、税金上誰の扶養にもなっていない人 ⑥ 町外に居住する人の扶養になっている人 	<ul style="list-style-type: none"> ① 税務署で確定申告をする(した)人 ② 令和7年中の収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が町に提出されている人 ③ 令和7年中の収入が公的年金のみ(遺族年金・障害年金除く)で次の金額の人 ▷S36.1.1 以前に生まれた人⇒ 148万円以下 ▷S36.1.2 以後に生まれた人⇒ 98万円以下 ④ 上記に掲げた人の扶養になっている人

■受付日程 8:45~12:00、13:00~15:00

受付日	会場	地区名
2/16(月)	石鉢ふれあい交流館	石 鉢
2/17(火)		蒼 前
2/18(水)		野 場 中
2/20(金)	道仏交流センター	榊・駅前
2/24(火)		道 仏・小舟渡
2/25(水)		荒谷・大蛇・追越

受付日	会場	地区名
2/27(金)	ハートフルプラザ・はしかみ	田代・晴山沢・平内
3/ 2(月)		角柄折・金山沢・鳥屋部
3/ 4(水)		赤 保 内
3/ 5(木)		耳ヶ吠東
3/ 6(金)		耳ヶ吠西
3/ 9(月)		全 地 区
3/11(水)		全 地 区
3/12(木)		全 地 区
3/13(金)		全 地 区
3/15(日)		全 地 区

(注) 上記期間中、役場での受け付けはできません。

■申告に必要なもの 注：確定申告をする人は『源泉徴収票』を必ず持参してください。

源泉徴収票が全て提出されないと確定申告書を作成できない場合があります。

①	申告者の本人確認書類	本人確認書類（マイナンバー確認書類および身元確認書類）を提示してください。 ○マイナンバー確認書類 例）マイナンバーカード、通知カード ○身元確認書類 例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 上記書類がない場合は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など ※親族などの代理人が来場する場合は、申告者の本人確認書類の他に代理人の身元確認書類を持参してください。
②	配偶者・扶養親族・専従者のマイナンバー	[配偶者控除や扶養控除を受ける人、専従者がいる人] →配偶者、被扶養者、専従者のマイナンバーが必要となりますので、マイナンバーがわかる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）を持参してください。
③	本人名義の口座がわかるもの	[所得税還付申告の人] →本人名義の通帳やキャッシュカード (金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの) [所得税振替納税の人] →本人名義の通帳および金融機関届出印鑑
④	令和7年中の所得がわかる書類	[給与・年金・賃金などがある人] →源泉徴収票・支払証明書など [営業・不動産・農業所得がある人] →収支内訳書(国税庁ホームページからダウンロード、または税務課で配布)、帳簿、領収書など
⑤	所得控除を受けるために必要な書類	[保険料控除] →令和7年中に支払った国民年金、生命保険、地震保険などの控除証明書 [医療費控除] →令和7年中に支払った医療費について整理・計算された「医療費控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロード、または税務課で配布）、補てんされた保険金などの額がわかるもの [障害者控除] →障害者手帳、愛護手帳、障害者控除対象者認定書 ★社会保険料控除…年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者保険料は、年金受給者本人のみの控除となります。
⑥	「所得税確定申告書」または「お知らせはがき」（税務署から送付されている人のみ。）	

《お願い》

収支内訳書や医療費控除の明細書は、必ず整理・計算してから持参してください。

【所得税の申告はラピア会場でも行えます】

- ◆会場：八戸ショッピングセンター「ラピア」地下1階ラピアホール（八戸市江陽二丁目14-1）
- ◆期間：令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで ※土曜日・日曜日・祝日を除きます。
- ◆時間：午前9時から午後4時まで

【問】八戸税務署 ☎43-0141